

# 経産省のパブコメ軽視の実態、 原子力規制庁の出向受け入れ状況について

松久保 肇 (NPO法人原子力資料情報室)

2026年1月30日



# 今回明らかになったこと

1. パブリックコメント中に当該パブリックコメントで意見を求めていた審議会資料に基づく法改正のための法令協議を進めていた
2. 原子力規制庁が被規制者やその関連企業、下請け企業から多数の出向者を受け入れ。中には審査部門にも入っている



事務連絡  
令和8年1月21日

各省庁等法令担当官 殿

経済産業省  
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部  
大臣官房 産業保安・安全グループ

「電気事業法の一部を改正する法律案」について（法令協議）

標記法律案について、別添のとおり協議いたしますので、御質問・御意見がある場合には、下記期限までに電子メールにて御提出願います。

電子メールは下記連絡先に送付願います。提出期限までに御連絡がない場合には、御質問・御意見がないものとして取り扱わせていただきますので、あらかじめ御了承ください。また、今後法制局との関係で修正が生じ得ることを御承知おきください。

「質問用紙」「意見用紙」については、質問・意見1つにつき用紙1枚を使用した上で、貴省庁内にて質問・意見を集約いただき、通し番号を付して、質問用紙・意見用紙とでそれぞれ1つのファイルに統合していただいたものを御提出いただきますようお願いいたします。その際、通し番号についてはファイル内で整合するように御確認いただきますようお願いいたします。

記

○質問及び意見の提出期限

- ・質問提出期限：令和8年1月23日（金）18:00（厳守）
- ・意見提出期限：令和8年1月27日（火）18:00（厳守）

○今後の日程

- ・閣議決定：令和8年3月中予定



総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG とりまとめ（案）」、「次世代の電力システム構築へ向けて～中間整理の概要～（案）」及び「次世代の電力システム構築へ向けて～中間整理～（案）」に対する意見募集について

受付締切



※この案件については、すでに意見募集は終了していますので、意見・情報の提出はできません。

カテゴリー	工業
案件番号	620225018
定めようとする命令などの題名	-
根拠法令条項	-
行政手続法に基づく手続か	任意の意見募集
案の公示日	2025年12月25日
受付開始日時	2025年12月25日17時30分
受付締切日時	2026年1月28日17時30分

3つの資料、計138ページの  
パブリックコメント



# 融資制度の位置づけと融資の実施主体

- 電気事業法では、小売電気事業者の供給能力確保義務により必要な供給力が確保されることが基本とされているが、何らかの理由で必要な投資が行われない場合に備え、電力広域的運営推進機関が、電源入札等の方法により、「供給能力確保の促進」についての業務を行うことができるとしている。
- 今回、新たに検討を行っている政府の信用力を活用した融資制度についても、供給能力確保の促進のための制度として整理し、制度設計を行っていくことが、これまでの整理と整合的である。そうした観点から、新たな融資制度についても、電力広域的運営推進機関が担うこととする。

「政府の信用力を活用した融資制度」とは、一般的には債務保証が考えられる

- また、政策的なプライオリティを考えると、
  - 電源については、今後、需要家側のニーズが高まることが想定される脱炭素電源への投資支援を行うことを基本として、制度設計を行う。その際、具体的な電源種の絞り込みについては、脱炭素電源への投資支援を行っている長期脱炭素電源オークションの対象電源を参考としつつ議論を行う。
  - 地内系統については、DXやGXなどの要請を踏まえ、需要家側のニーズへの対応の迅速化という観点から特に必要性が高い案件への支援を行うことを基本として制度設計を行う。
- 投資期間については、一般に、民間金融機関では融資が難しいとされる、原則10年以上の投資期間（投資時から回収までの期間）を要する案件であることを条件とする。
- 加えて、支援の許容性の観点からは、民間金融機関との協調の在り方や、融資対象事業者による資金調達に向けた取組の状況などを確認し、必要と認められる場合に新たな融資制度による支援を受けられるよう制度設計を行う必要がある。
- 上記の基本的な方向性を踏まえた上で、詳細な条件については今後検討を深めていく。

詳細条件は  
別途検討

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～五 (略)

九 認定一般送配電事業者又は認定送電事業者に対し、第二十七条の三の三第二項（第二十七条の十一の七第二項において準用する場合を含む。）に規定する基幹送変電設備整備等計画に基づく基幹送変電設備の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。

十 認定大規模発電事業者に対し、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。

一一～十四 (略)

2・3 (略)

(政府保証)

第二十八条の五十六 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、推進機関の前条第一項の借り入れ又は機関債に係る債務（第二十八条の四十第一項第五号又は第十一号に掲げる業務に係るものに限る。）の保証をすることができる。

(広域系統整備交付金交付等業務等に係る財源措置)

第二十八条の五十六の二 政府は、予算の範囲内において、推進機関に対し、広域系統整備交付金交付等業務並びに第二十八条の四十第一項第九号及び第十号に掲げる業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

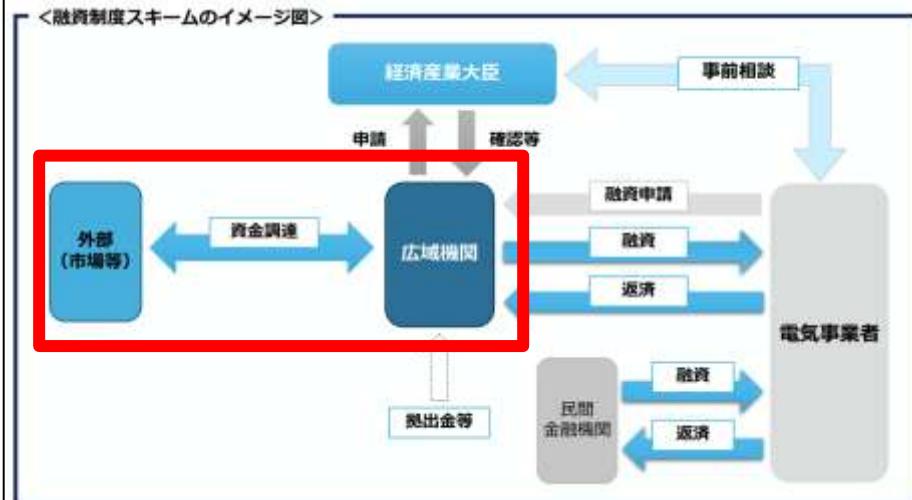
条件は別途検討することになっているが、法改正案では政府が予算の範囲内で原発などの建設費を補助する、すなわち返済不要という制度になっている。

## パブリックコメントで示された融資スキーム

### (参考) 融資スキーム (全体像のイメージ)



## 6回WG(11月11日)で示された融資スキーム



WGでは、外部調達を前提に一部国が財政支援することになっていた。イメージでも市場等で調達することになっていた。だがパブリックコメントでは、国が**財政融資**することになっており、法律案では「**全部又は一部に相当する金額を補助**」となっている。



# 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 報告書

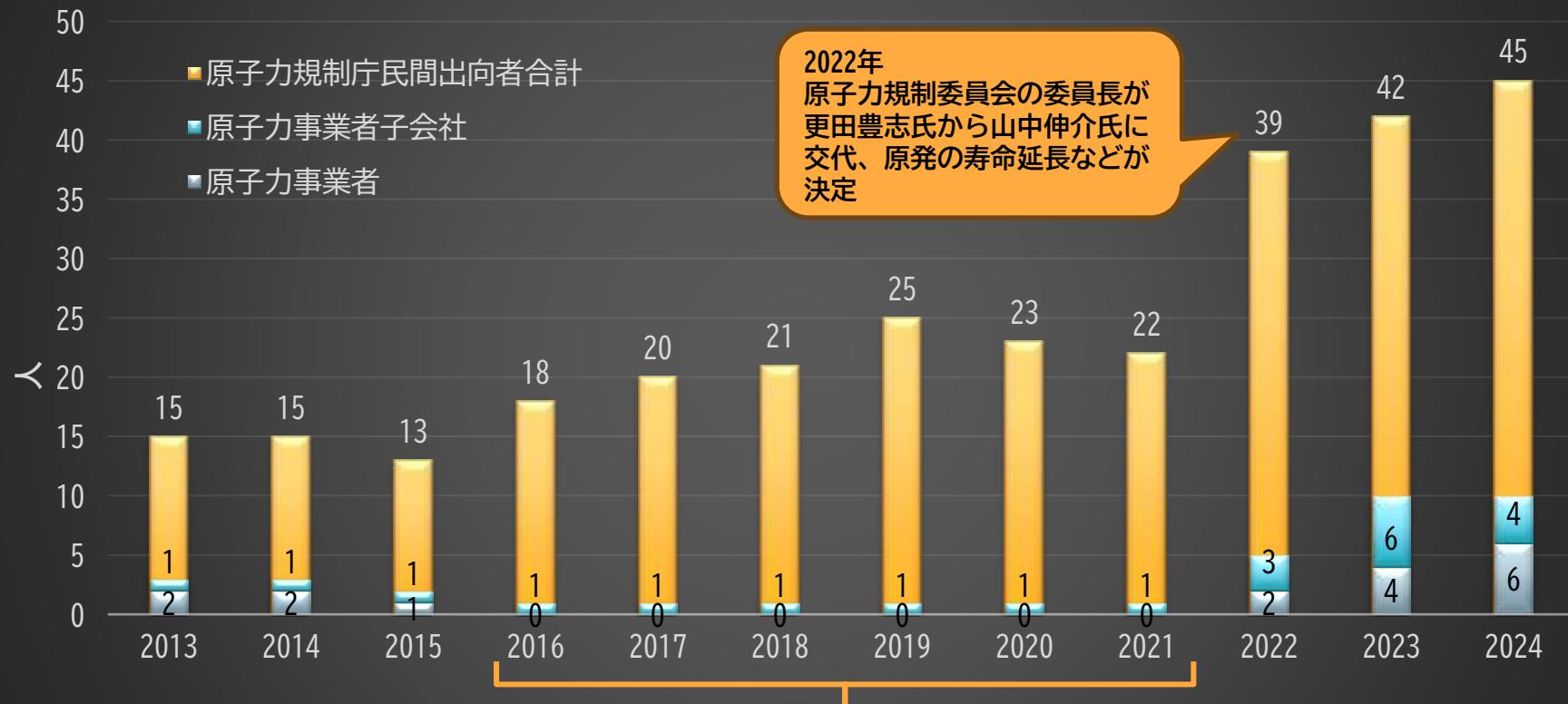
## 提言5 新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

1) 高い独立性：①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。



# 原子力規制庁民間出向者



	① 長官	② 次長	③ 原子力規制技監	(技術総括審議官)	④ 緊急事態対策監	⑤ 核物質・放射線総括審議官
2012/9	池田克彦（警察庁）	森本英香（環境省）	—	—	安井正也（経産省）	—
2014/3				平野雅司（原子力安全基盤機構）		
2014/7		清水康弘（環境省）				
2014/10						片山啓（経産省）
2015/7	清水康弘（環境省）	荻野徹（警察庁）		安井正也（経産省）	大村哲臣（経産省）	
2017/1	安井正也（経産省）			櫻田道夫（経産省）		
2017/4			櫻田道夫（経産省）	—	山形浩史（経産省）	
2017/7						
2019/7	荻野徹（警察庁）	片山啓（経産省）				山田知穂（経産省）
2021/7					金子修一（経産省）	佐藤暁（経産省）
2022/7	片山啓（経産省）	金子修一（経産省）	市村知也（経産省）		古金谷敏之（経産省）	
2024/7						児嶋洋平（警察庁）
2025/7	金子修一（経産省）	児嶋洋平（警察庁）			森下 泰（経産省）	古金谷敏之（経産省）

注：2014年7月に部長ポストを核物質・放射線総括審議官に格上げ  
 2017年4月に総括審議官級の技術総括審議官ポストを局長級の原子力規制技監に格上げ。

平成21年8月15日現在	原子力安全・保安院	1	J R東日本
	原子力安全委員会事務局	1	日立製作所
平成22年8月15日現在	原子力安全・保安院	1	J R東日本
	原子力安全委員会事務局	2	三菱重工業、日立GEニュークリア・エナジー
平成23年8月15日現在	原子力安全・保安院	1	J R東日本
	原子力安全委員会事務局	2	三菱重工業、日立GEニュークリア・エナジー
平成25年8月15日現在	原子力規制庁	15	ATMEA、GNF（2）、アトックス、トランスニュークリア、ドワンゴ、検査開発、新日鐵住金、東芝、 <b>日本原子力発電</b> 、 <b>日本原燃</b> 、日本テレビ、 <b>日立エンジニアリング</b> 、 <b>三菱重工</b> （2）
平成26年8月15日現在	原子力規制庁	15	GNF（2）、トランスニュークリア、ドワンゴ、検査開発、 <b>原電事業</b> 、新日鐵住金、大成建設、東芝（2）、 <b>日本原子力発電</b> 、 <b>日本原燃</b> 、人形峠原子力産業、 <b>三菱重工</b> （2）
平成27年10月1日現在	原子力規制庁	13	GNF、エーピーコミュニケーションズ、グローバルコムサービス、トランスニュークリア、検査開発、原子力燃料工業、 <b>原電エンジニアリング</b> 、新日鐵住金、大成建設、東芝、 <b>日本原子力発電</b> 、人形峠原子力産業、 <b>三菱重工</b>
平成28年10月1日現在	原子力規制庁	18	GNF、SGホールディングス、エーピーコミュニケーションズ、トランスニュークリア、検査開発、原子燃料工業、 <b>原電エンジニアリング</b> 、新日鐵住金、大成建設、東芝（3）、日本電気通信システム、人形峠原子力産業、日立製作所、富士フィルム、 <b>三菱重工</b> （2）
	原子力安全人材育成センター	3	BWR運転訓練センター、 <b>四国電力</b> 、 <b>東京電力ホールディングス</b>
平成29年10月1日現在	原子力規制庁	20	SGホールディングス、エーピーコミュニケーションズ、トランスニュークリア、安藤・間、伊藤忠テクノソリューションズ、環境科研、検査開発、原子燃料工業、 <b>原電エンジニアリング</b> 、新日鐵住金、大成建設、東芝（3）、東洋エンジニアリング、日本電気通信システム、人形峠原子力産業、富士フィルム、 <b>三菱FBRシステムズ</b> 、 <b>三菱重工</b>
	原子力安全人材育成センター	6	BWR運転訓練センター（2）、 <b>四国電力</b> 、 <b>東京電力ホールディングス</b> 、東芝（2）
平成30年10月1日現在	原子力規制庁	21	SGホールディングス、アンデザイン、トランスニュークリア、安藤・間、伊藤忠テクノソリューションズ、環境科研、検査開発、原子燃料工業、 <b>原電エンジニアリング</b> 、新日鐵住金、大成建設、竹中工務店、千代田テクノル、東芝（2）、東洋エンジニアリング、日本電気通信システム、人形峠原子力産業、富士フィルム、 <b>三菱FBRシステムズ</b> 、 <b>三菱重工</b>
	原子力安全人材育成センター	6	BWR運転訓練センター（2）、 <b>四国電力</b> 、 <b>東京電力ホールディングス</b> 、東芝、 <b>日本原子力発電</b>
令和元年10月1日現在	原子力規制庁	25	SGホールディングス、アンデザイン、ジェイテック、システムアーツプランニング、トランスニュークリア、安藤・間、伊藤忠テクノソリューションズ、環境科研、検査開発（2）、原子燃料工業、 <b>原電エンジニアリング</b> 、大成建設、竹中工務店、千代田テクノル、東芝（2）、東芝エネルギーシステムズ、東洋エンジニアリング、日本製鉄、人形峠原子力産業、日立製作所、 <b>三菱FBRシステムズ</b> 、 <b>三菱原子燃料</b> 、 <b>三菱重工</b>
	原子力安全人材育成センター	6	BWR運転訓練センター、アイテル、 <b>四国電力</b> 、 <b>東京電力ホールディングス</b> 、東芝、 <b>日本原子力発電</b>

令和2年10月1日現在	原子力規制庁	23	MH I N Sエンジニアリング、ジェイテック、システムアーツプランニング、レイズネクスト、安藤・間、伊藤忠テクノソリューションズ、応用地質、環境科研、検査開発、原子燃料工業、原電エンジニアリング、大成建設、竹中工務店、千代田テクノル、東芝、東芝エネルギーシステムズ、東洋エンジニアリング、日本製鉄、日立製作所、非破壊検査、三菱F B Rシステムズ、三菱原子燃料、三菱重工
	原子力安全人材育成センター	5	BWR運転訓練センター、アイテル、四国電力、東芝、日本原子力発電
令和3年10月1日現在	原子力規制庁	22	MH I N Sエンジニアリング、オロ、グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパン、システムアーツプランニング、レイズネクスト、安藤・間、伊藤忠テクノソリューションズ、応用地質、原電エンジニアリング、佐藤工業、大成建設、千代田テクノル、東芝（4）、東芝エネルギーシステムズ、東洋エンジニアリング、日立製作所、非破壊検査、三菱原子燃料、三菱重工
	原子力安全人材育成センター	5	BWR運転訓練センター、アイテル、四国電力、東芝、日本原子力発電
令和4年10月1日現在	原子力規制庁	39	I H I、MH I N Sエンジニアリング、オロ、クリハラント、グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパン、システムアーツプランニング、ジャパンディスプレイ、テブコシステムズ、レイズネクスト、曙ブレーキ工業、安藤・間、伊藤忠テクノソリューションズ、応用地質、原電エンジニアリング、佐藤工業、清水建設、大成建設、千代田テクノル、東芝（5）、東芝エネルギーシステムズ、東芝テクニカルサービスインターナショナル、東芝デジタルソリューションズ、東洋エンジニアリング、日本原子力発電、日本原子力防護システム、日立製作所（5）、非破壊検査、北陸電力、三菱原子燃料、三菱重工、理工科学
	原子力安全人材育成センター	7	BWR運転訓練センター（2）、九電産業、四国電力、東京電力ホールディングス、東芝、日本原子力発電
令和5年10月1日現在	原子力規制庁	42	MH I N Sエンジニアリング（2）、YDKテクノロジーズ、オリンパス、オロ、クリハラント、グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパン、ジャパンディスプレイ、テクノ中部、テブコシステムズ、レイズネクスト、曙ブレーキ工業、安藤・間、応用地質、関西電力（2）、九電産業、原子力エンジニアリング、原電エンジニアリング、佐藤工業、清水建設、大成建設、東芝（5）、東芝テクニカルサービスインターナショナル、東芝デジタルソリューションズ、東洋エンジニアリング、日本原子力発電、日本原子力防護システム、日立製作所（5）、非破壊検査、北陸電力、三菱原子燃料、三菱重工業（2）
	原子力安全人材育成センター	7	BWR運転訓練センター、九電産業、四国電力、東京電力ホールディングス（2）、東芝、日本原子力発電
令和6年10月1日現在	原子力規制庁	45	MH I N Sエンジニアリング（2）、YDKテクノロジーズ、オリンパス、クリハラント、ジャパンディスプレイ、テクノ中部、テレビ朝日、レイズネクスト、曙ブレーキ工業、味の素、安藤・間、応用地質、関西電力（2）、九電産業、検査開発、原子力エンジニアリング、佐藤工業、清水建設、大成建設、竹中工務店（2）、東京電力ホールディングス、東芝（5）、東芝テクニカルサービスインターナショナル、東芝デジタルソリューションズ、東洋エンジニアリング、日本アイ・ビー・エム、日本原子力発電、日本原子力防護システム、日本原燃、日立製作所（3）、非破壊検査、北陸電力、北海道旅客鉄道、三菱重工業（2）、三菱商事
	原子力安全人材育成センター	7	BWR運転訓練センター、九電産業、四国電力、東京電力ホールディングス（2）、東芝、日本原子力発電

# 明らかになった配属状況

原子力規制庁 42名

受入部署	受入人数	受入者の出身民間企業(( )内は受入者数)
長官官房総務課	1	森永乳業
長官官房総務課広報室	1	テレビ朝日
長官官房総務課情報システム室	1	日本アイ・ビー・エム
長官官房人事課	2	オリンパス、三菱商事
長官官房法務部門	1	東芝
長官官房技術基盤課	2	佐藤工業、三菱重工業
長官官房システム安全研究部門	1	東芝
長官官房シビアアクシデント研究部門	3	東芝(2)、MHI NSエンジニアリング
長官官房放射線・廃棄物研究部門	1	北陸電力
長官官房地震・津波研究部門	4	東芝デジタルソリューションズ、東芝、東洋エンジニアリング、竹中工務店
長官官房監視情報課	2	検査開発、ジャパンディスプレイ
長官官房保障推進部門	3	曙ブレーキ工業、日本原燃(2)
長官官房核セキュリティ部門	2	日本原子力防護システム、YDKテクノロジーズ
長官官房放射線規制部門	1	味の素
原子力規制部実用炉審査部門	3	九電産業、MHI NSエンジニアリング、三菱重工業
原子力規制部核燃料施設審査部門	2	竹中工務店、東京電力ホールディングス
原子力規制部地震・津波審査部門	3	清水建設、応用地質、日本原子力発電
原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	2	日立製作所、東芝テクニカルサービスインターナショナル
女川原子力規制事務所	1	東京電力ホールディングス
東海・大洗原子力規制事務所	1	日立製作所
浜岡原子力規制事務所	1	テクノ中部
致賀原子力規制事務所	3	クリハラント、熊西電力、原子力エンジニアリング
玄海原子力規制事務所	1	関西電力

原子力安全人材育成センター 8名

受入部署	受入人数	受入者の出身民間企業(( )内は受入者数)
人材育成課	1	日本原子力発電
原子炉技術研修課	7	東京電力(2)、ディンギス(3)、四国電力、BNR運転訓練センター、丸紅、東芝

研究開発結果を規制に反映する部門

直接事業者を規制する部門



# 官民人事交流法の概要

(平成11年12月22日法律第224号)

## 5 民間企業からの交流採用：民間企業の従業員を府省で任期を付して採用

- ① 身 分 常勤職員として選考により採用（退職型と雇用継続型の2種類有り）
- ② 期 間 3年以内（必要がある場合、5年まで更新可）

③ 服務等 交流元企業の業務に従事することや交流元企業に対する許認可等を行う官職に就くことの禁止

④ 給 与 国で給与支給

## 6 交流の制限：有識者の意見を聴いた上で策定する「交流基準」により制限

- ① 許認可権限のある府省との間、国と契約関係のある民間企業との間の交流制限
- ② 同一の民間企業との継続的な人事交流に関する制限など

## 7 交流状況の報告：人事院は、毎年、人事交流の状況を国会及び内閣に報告

1. 直接、出向元を担当することはないかもしれないが、同一部門に所属。どこまで情報隔壁が構築されているのか
2. 下請け企業の場合、多くの原子力事業者から下請けしている。
3. 被規制者との面談をおおむね公開し、透明性をうたう規制庁が、被規制者の出向を受けている。
4. 出向元企業が出向者をだすことの背景